

茨城県において海水浴客向け民宿を営んでいた申立人について、原発事故により海水浴客が減少したため廃業したことによる損害(逸失利益の額、民宿建物の解体費用などを考慮した額)が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	ア 廃業損害	4 1 6 万 9 5 7 0 円
	イ 弁護士費用	1 2 万 5 0 8 8 円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として金429万4658円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月20日

(仲介委員 柳川猛昌)